

ビジネス・ブレイクスルー大学学則(案)

第 1 章 総 則

(大学の目的)

第 1 条 ビジネス・ブレイクスルー大学(以下「本学」という)では、実践的な教育をオンラインを通じておこなない、グローバル・シチズンとしての教養とビジネスマネジメントにおける理論と実践の融合した専門的能力を修得し、且つ国際的な視野と開拓者精神を備え、自ら考え判断し、高い倫理観を持って自己責任のもとに行動することのできる職業人・起業家を養成する。そして本学から、21世紀の経済の潮流にのり、新しい経済の中で、アジア地域をはじめ、世界各地で経済活動を指導し、ひいては開拓者精神を持って新規事業を立ち上げるような人材が輩出されることを期待する。

(自己点検・評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己点検・評価等」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価等に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学自己点検・評価委員会規程に定める。

第 2 章 組織と定員

(学部)

第 3 条 本学に経営学部を置く。

(学科)

第 4 条 本学の学部に次の学科を置く。

経営学部 グローバル経営学科

デジタルビジネスデザイン学科

2 各学科の教育研究上の理念は、以下の通りとする。

(グローバル経営学科)

グローバル経営学科は、グローバルビジネスコミュニケーション能力、論理的思考力、国際的な教養ならびに情報技術の基礎力と経営管理能力を備えた、国際的に活躍できるグローバルリーダーを育成することを目的とする。

(デジタルビジネスデザイン学科)

デジタルビジネスデザイン学科は、グローバルビジネスコミュニケーション能力、論理的思考力、国際的な教養ならびに経営管理の基礎力と情報技術を備え、ITソリューション能力を基礎に国際的に活躍できるグローバルリーダーを育成することを目的とする。

3 各学科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行うことができる。

(入学定員及び収容定員)

第 5 条 各学科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

(2016年度までに入学した者)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科	200人	30人	890人
	ITソリューション学科	100人	30人	490人

(2017年度に入学した者)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科	150人	120人	960人

	ITソリューション学科	60人	60人	420人
--	-------------	-----	-----	------

(2018年度から2021年度までに入学した者)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科	150人	60人	780人
	ITソリューション学科	60人	30人	330人

(2022年度以降に入学した者)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科	90人	30人	450人
	デジタルビジネスデザイン学科	60人	20人	300人

(2024年度以降に入学した者)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科	40人	10人	190人
	デジタルビジネスデザイン学科	20人	10人	110人

(大学院)

第 6 条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

第 3 章 修業年限と在学年限

(修業年限)

第 7 条 本学経営学部の修業年限は、標準 4 年とする。ただし、早期卒業者の修業年限は、3 年以上とする。

2 編入学の者については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部編入学規程に定める。

(在籍年限)

第 8 条 本学経営学部の課程を修了するために在籍できる年数は、通算して 8 年を限度とする。

2 編入学の者については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部編入学規程に定める。

3 前項および前々項に定める在籍年限は、教授会の議により特別な事情が認められた場合、延長することができる。

第 4 章 教育方法等

第 1 節 履修方法等

(授業及び研究指導)

第 9 条 本学経営学部の教育課程における教育は、遠隔授業によって行うものとする。

(遠隔授業)

第 10 条 遠隔授業とは、インターネット等のメディアを利用して、質疑応答、学修報告の提出及び討論等を行う授業をいう。

(講義形式)

第 11 条 本学経営学部の授業は、メディアを利用した授業とする。

(授業科目)

第 12 条 本学において開設する授業科目の名称および単位数は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部履修規程に定めるものとする。

2 前項のほか、教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

(単位計算の基準)

第13条 本学経営学部各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業科目による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 卒業論文については、学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることがある。

(単位の授与)

第14条 本学経営学部の授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条

教育上有益と認めるときは、別に定める規程により、学生が本学入学前に大学または短期大学等で修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 入学前の既修得単位に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部入学前の既修得単位認定に関する規程に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条

教育上有益と認めるときは、文部科学省認定の技能資格またはそれに準じる技能資格の審査の合格および成果(以下「検定試験等」)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 大学以外の教育施設等における学修に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部検定試験等合格者の単位認定に関する規程に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第17条

教育上有益と認めるときは、学生が在学中に、外国の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項による単位認定は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部入学前の既修得単位認定に関する規程を準用する。

(履修の手続)

第18条 本学経営学部の学生は、毎学年または学期のはじめに、その学年度または学期に履修しようとする授業科目について、指定された期限までに所定の履修登録手続を行った上で履修しなければならない。

(研究指導の手続)

第19条 本学経営学部の学生は、学部で指定する期限までに、研究指導を受けようとする研究指導教員に研究論文の題目を届け出なければならない。

(履修方法)

第20条 各学科における授業科目の名称及び単位数は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部履修規程に定める。

2 履修方法については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部履修規程に定める。

第2節 試験及び成績

(試験の方法及び時期)

第21条 試験は、遠隔教育システムによるオンライン試験とする。ただし、論文またはレポートの提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学期中随時行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の条件)

第22条 学生は、所定の履修手続を経て履修した授業科目でなければ受験することができない。

2 学費を納入していない者は、受験することができない。

3 休学または停学の期間中は、受験することができない。

(成績)

第23条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

第3節 卒業および学位

(卒業要件)

第24条 卒業要件は、次のとおりとする。

(1) 4年以上在学すること

(2) 卒業に必要な単位である124単位を修得していること

(3) 前号に加え、卒業論文の最終審査に合格し、4単位を修得していること

2 前項(1)の規定にかかわらず、編入学の者及び3年以上在学し卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、文部科学大臣の定めるところにより、卒業させることができる。

(学位)

第25条 本学を卒業したものは下記の学士の学位を授与する。

経営学部

グローバル経営学科

学士(経営学)

デジタルビジネスデザイン学科

学士(経営学)

(学位の授与)

第26条 学位の授与に関する事項は、ビジネス・ブレークスルー大学経営学部学位規程に定める。

(早期卒業)

第27条 早期卒業は、本学に3年以上在学し、卒業の要件として学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者を対象とする。

2 早期卒業に関する事項については、ビジネス・ブレークスルー大学早期卒業に関する規程に定める。

3 編入生及び再入学は早期卒業制度の対象外とする。

第5章 入学、編入、休学、退学等

(入学の時期)

第28条 本学の入学の時期は、4月、10月とする。

(入学資格)

第29条 入学を志願することのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法第90条の規定による大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の選抜試験）

第30条 入学を志願する者は、所定の選抜試験を受験しなければならない。

（出願の手続）

第31条 前条に規定する入学の選抜試験を受験する者は、所定の入学検定料を添え、大学の定める期日までに必要な書類を提出しなければならない。

（入学の手続）

第32条 入学を許可された者は、所定の期日までに誓約書を提出し、入学手続を完了しなければならない。

2 前項の規定により手続を完了した者が、入学を辞退しようとする場合は、大学の定める期日までに申し出なければならない。

（編入学・転入学）

第33条 次の各号の一に該当し、本学経営学部への編入学または転入学を願い出た者には、欠員のある場合に限って、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学または短期大学に1年以上在学し、32単位以上を修得した者または本学入学時に32単位以上を修得見込みの者

(3) 短期大学または高等専門学校を卒業した者

(4) 外国において相当年次の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者

(6) 高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣が別に指定するものを修了した者、および修了見込みの者

(7) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者、および授与される見込みの者

(8) その他本学で上記の資格と同等以上と認められた者

2 編入学および転入学に関する事項はビジネス・ブレイクスルー大学経営学部編入学規程に定める。

（休学）

第34条 病気その他やむを得ない理由で3カ月以上修学することができない者は、所定の手続の上、許可を得て休学することができる。ただし、未成年の学生は保証人連署捺印の上、休学を願い出て許可を受けなければならない。

2 休学は1学期を単位として、学期途中での休学は認めない。

3 休学期間は、連続2年までとする。ただし、特にやむを得ない場合に限り、連続3年まで認めることがある。

4 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

5 休学期間は、第8条に規定する在籍期間に算入するものとする。

6 休学期間中の学費については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部学費納付規程に定める。

7 編入学の者については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部編入学規程に定める。

（復学）

第35条 休学した者は、休学の理由が消滅したときは、所定の手続の上、許可を得て復学することができる。
ただし、未成年の学生は保証人連署捺印の上、復学願を提出し、許可を得て復学することができる。

(退学)

第36条 病気その他やむを得ない理由で退学しようとする者は、学生証を提出し、所定の手続の上、許可を受けなければならない。ただし、未成年の学生は保証人連署捺印の上、学生証を添えて願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍する。

- (1) 学業成績不良で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第8条に規定する在籍年限を超した者
- (5) 第34条に規定する休学期間を超えてもなお修学できない者

(再入学)

第38条 第36条および第37条の規定により退学した者または除籍された者が再入学を願い出たときは、学年度または学期の初めに限り、教授会の議を経てこれを許可することがある。

(履修証明制度)

第39条 次の各号の一に該当する者で、履修証明制度に願い出た者は、選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者、および入学までに卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者および当該年度末までに修了見込みの者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者および当該年度末までに修了見込みの者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、および当該年度末までに修了見込みの者
- (5) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度末までに18歳に達する者

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第40条 本学は、入学時期が4月、10月の2度あるため、学年は4月入学者の場合、4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月入学者の場合、10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(学期)

第41条 本学の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第42条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) その他、大学の定める休日

第7章 検定料、学費及び諸会費

(入学検定科)

第43条 入学を志願する者は、本学が定める入学検定料を納付しなければならない。

(学 費)

第44条 本学の入学金と授業料、システム利用料については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部学費納付規程に定める。

(既納学費等の取り扱い)

第45条 納付された検定料及び学費等は、返還しない。ただし、本学の定める期日までに入学辞退の申し出があった場合に限り、検定料及び入学金を除く学費等を返還する。

(学費の延納)

第46条 正当な事由により学費を延納しなければならなくなったときは、直ちにその旨届け出て、許可を得なければならない。

(授業料等の減免)

第47条 品行が方正であって、成績が優秀と認められるものについては、特待生として入学金ならびに授業料を減免することがある。

2 特待生に関する事項については、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部特待生規程に定める。

第 8 章 他大学との交流

(他大学との交流)

第48条 教育研究上有益であると認めるときは、他大学また短期大学との協定に基づいて本学の授業を履修し単位を修得しようとする者、もしくは本学と協定のある外国の大学の学生で本学の授業科目の履修を希望する者は、当該大学の推薦のもとに教授会の議を経て委託特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 協定校の認定その他協定に関する重要事項については、教授会の議を経るものとする。

(他大学への委託特別聴講学生)

第49条 学生が前条の規定により協定校の授業科目を聴講しようとするときは、研究指導教員の承認を得て、本学を通じ当該協定校へ申し出るものとする。

(他大学からの委託特別聴講学生)

第50条 協定校から委託があったときは、本学学生の教育研究に支障のない範囲で特定の授業科目について聴講を認めることができる。

(協定校の単位認定)

第51条 学生が協定校において履修した授業科目の単位認定に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部留学規定に定める。

(聴 講 料)

第52条 委託特別聴講学生の聴講料は、協定校間の協議によりこれを定めるものとする。

(留 学)

第53条 本学の協定または認定する外国の大学への留学期間は、原則1年を限度とし、これを延長する必要がある場合は、1年ごとに申請するものとする。ただし、留学期間は、原則として2年を超えないものとする。

2 前項に規定する留学期間は、休学としない。

3 留学に関する規程は、別に定める。

第 9 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第54条 本学の特定の授業科目につき履修しようとする者がいるときは、本学学生の教育研究に支障をきたさない範囲において学部長の承認の上、許可するものとする。

2 科目等履修生に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学経営学部科目等履修生に関する規程に定める。

第10章 賞 罰

(表彰)

第55条 学力優秀かつ志操堅固な学生は、表彰することがある。

(懲戒)

第56条 本学則、諸規程若しくは命令に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、懲戒処分に処することができる。

2 前項に規定する懲戒は、ビジネス・ブレイクスルー大学学生懲戒規程に定める。

第11章 職 員 組 織

(職員)

第57条 本学に次の職員を置く。

(1) 教育職員 教授、准教授、講師、助教

(2) 事務職員

(教員)

第58条 本学の講義、演習（以下「授業科目」という。）及び研究指導は、本学教員資格を有する教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、授業科目は、特別の事情があるときは、非常勤の客員教授、客員准教授、客員講師がこれを担当することができる。

2 教員の資格については、ビジネス・ブレイクスルー大学教員選考基準に定める。

(事務局)

第59条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織及び事務分掌はビジネス・ブレイクスルー大学事務分掌規程に定める。

第12章 運 営 組 織

第1節 学長・副学長・学部長及び学科長

(学長・副学長・学部長・学科長・研究科長・専攻主任)

第60条 本学に学長・副学長・学部長・学科長・研究科長・専攻主任を置く。

2 前項に関する事項は、別に定める。

第2節 教授会

(教授会)

第61条 本学に学部・研究科の教授会を置く。

2 学部・研究科の教授会に関する事項は、ビジネス・ブレイクスルー大学教授会規程に定める。

第3節 運営組織

(大学協議会)

第62条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会に関する事項はビジネス・ブレイクスルー大学大学協議会規程に定める。

第13章 施設及び設備

(講義室等)

第63条 本学には、その教育研究に必要な講義室、研究室等を備えるものとする。

第14章 改 正 手 続

(改正手続)

第64条 この学則の改正は、大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

2 前項に関わらず、改正する事項がビジネス・ブレイクスルー大学教授会規程で「教授会の審議事項」に該当する場合は、大学協議会及び当該組織が設置する教授会の議を経て、学長が決定するものとする。

第15章 雑 則

(施行の細目)

第65条 この学則に特に定めるものを除くほか、この学則の実施の手續その他実施について必要な細目は、別に定める。

(守秘事務)

第66条 本学の学生は、学生同士の議論を含む、大学の授業を通して知りえた秘密情報に関して、それを秘匿しなければならない。

附 則

1. この学則は2010年4月1日から施行する。

1. この学則は2011年12月1日から施行する。

1. この学則は2013年4月1日から施行する。

1. この学則は2013年10月1日から施行する。

1. 第5条の規定に関わらず、平成25年度における各学科の入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経営学部	グローバル経営学科 平成25年度	200人	30人	860人
	I Tソリューション学科 平成25年度	100人	30人	460人

1. この学則は2014年5月1日から施行する。

1. この学則は2014年11月1日から施行する。

1. この学則は2015年4月1日から施行する。

1. この学則は2016年4月1日から施行する。

1. この学則は2016年7月1日から施行する。

1. この学則は2017年4月1日から施行する。

1. この学則は2018年4月1日から施行する。

1. この学則は2018年7月1日から施行する。

1. この学則は2019年9月5日から施行する。

1. この学則は2020年7月10日から施行する。

1. この学則は2022年4月1日から施行する。

1. この学則は2023年4月1日から施行する。

1. この学則は2023年11月7日から施行する。